

老蘇訪問介護事業所運営規程

(指定訪問介護サービス)

令和4年4月1日

医療法人財団 老蘇会 老蘇訪問介護事業所

(事業の目的)

第1条 医療法人財団老蘇会が開設する老蘇訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にかかわる援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の処置を講ずる。

(事業所の名所等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 老蘇訪問介護事業所
2. 所在地 札幌市中央区南14条西18丁目5番33号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を統括的に行う。
2. サービス提供責任者 3名
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護サービスの利用の申し込みに関する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
3. 訪問介護員等 12名(非常勤 1名)

訪問介護員は、指定訪問介護サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
3. 休業日 毎週土曜日・日曜日、祝日・お盆休み・年末年始
4. サービス提供日 毎日
5. サービス提供時間 24時間

(指定訪問介護サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護サービスの提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問介護サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割、2割または3割の額とする。

- ① 身体介護:食事介護 排泄介助 入浴(清拭)介助 着替介助 体位変換 その他
 - ② 生活援助:食事の支度 洗濯 掃除 買い物 薬の受け取り その他
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護サービスに要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 事業所から、通常の実施地域を越えて1kmにつき50円
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名捺印をうけることとする。
4. 介護保険対象外の費用は、その他費用として全額を請求することとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、札幌市と江別市、北広島市、および夕張郡長沼町とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を行うとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 指定訪問介護事業所サービスは、訪問介護員等の質的向上を図るために、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
2. 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であつたものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後に於いてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含める。
 4. この規定の定めがない事項は、適宜協議し、医療法人財団老蘇会が定めるものとする。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる処置を講ずる。

1. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
3. 前2号に掲げる処置を適切に実施するための担当者を置く。

附 則 この規程は、令和4年4月 1 日から施行する。